

麻疹（疑い含む）患者発生時の保健所との連携フロー

1 診察・問診

麻疹を診断または疑われた場合は保健所にお電話ください。

- (1) 麻疹（検査診断例） (2) 麻疹（臨床診断例） (3) 修飾麻疹（検査診断例）
(4) 上記3つに該当しないが、麻疹患者との接触が明らかで、健康観察期間中にいずれかの臨床症状を呈した場合

参考：国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト「医療機関での麻疹対応ガイドライン 第七版」

https://id-info.jihs.go.jp/idsc/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

2 保健所への連絡

- (1) 開庁時間（平日 9：00～17：45）の場合：保健所へ電話（感染症チーム直通：072-878-1090）
(2) 閉庁時間（上記時間外、土日祝日）の場合：保健所代表へ電話（代表：072-878-1021）
→大阪府コールセンターの電話番号がアナウンスされる
→アナウンスされた電話番号に架電
→保健所から指定された電話番号へ折り返し架電

3 発生届出と行政検査のための検体採取

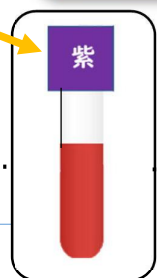
- (1) 発生届出（アまたはイにて届出）
ア 感染症サーベランシステム（NESID）にて届出
イ FAX（072-876-4484）にて届出

参考：厚生労働省 「感染症法に基づく医師の届出のお願い 麻疹」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-14-03.html>

- (2) 行政検査の検体採取（ア・イ・ウの3種類の検体採取をお願いします）.....

- ア 咽頭および鼻腔拭い液（通常の滅菌綿棒で咽頭を擦過し、滅菌スピッツにウイルス保存輸送液 か 滅菌生理食塩水 を1～3 ml 入れる）
※微生物用スワブは使わないでください
イ 血液（クエン酸ナトリウムまたはEDTA 加末梢血液を2～5 ml）
※血算用スピッツ（白血球・赤血球・血小板測定用）は紫蓋で、通常、抗凝固剤のEDTA 入り
ウ 尿（10～50 ml）



参考：国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト 病原体検出マニュアル 麻疹（第4版）
<https://id-info.jihs.go.jp/relevant/manual/010/Measles20221003.pdf>

- (3) 検体の保管
4℃以下の冷蔵（凍結しないこと）
※冷蔵が難しい場合、保冷バッグに保冷剤を入れて涼しい場所で保管
(4) 検体の回収
四條畷保健所と検体回収日時を調整、保健所職員が検体回収し、大阪健康安全基盤研究所へ搬入

4 採取後の対応

- (1) 麻疹疑い患者と連絡可能な携帯番号や連絡手段の把握
(2) 軽症時は帰宅（公共交通機関以外での移動の説明を行う）
(3) 重症時は紹介状を記載し、転院調整

5 患者への説明事項

- (1) 四條畷保健所から後ほど、聞き取り調査のため連絡がある
(2) 結果が判明するまで、外出自粛要請
(3) 麻疹含有ワクチン未接種者、免疫不全者、乳幼児との接触を控えること